

令和2年度(2020年度)

研究紀要

第34号

「自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の
適切な教育課程編成に関する実践研究」

北海道立特別支援教育センター

Hokkaido Special Needs Education Center

ま え が き

平成29年3月以降、順次、新学習指導要領が告示され、令和2年4月から小学校及び特別支援学校小学部で、令和3年4月から中学校及び特別支援学校中学部で完全実施となっています。

また、令和4年4月から学年進行で実施となる高等学校及び特別支援学校高等部では、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成の在り方が課題であり、各学校の研究に位置付けたり、教育課程検討委員会等で検討したりしています。

今回改訂された小学校及び中学校学習指導要領においては、第1章「総則」第4の2の(1)のアに、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫として、「障がいのある児童生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と示されており、全ての教師が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいのある児童生徒に対する組織的な対応をできるようにしていくことが重要です。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）～」では、特別支援学級において、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められているとともに、自閉症や知的障がいにより特別支援教育を受ける児童生徒数が増加していることから、これに係る教員の専門性の向上や人材育成が急務であることが示されています。

本道においても、自閉症・情緒障がい特別支援学級において指導を受けている児童生徒の増加が続いており、高等学校に進学を希望している自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒の割合も増加しているところです。

本研究では、本道の自閉症・情緒障がい特別支援学級における教育課程の現状と課題を把握し、実践事例の収集や課題解決の参考となる資料の作成を通して、自閉症・情緒障がい特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施並びに指導や支援の充実に資することを目的に取り組みました。

本研究成果を各学校の実践や研究・研修活動に御活用いただき、その成果や本研究への忌憚なき御意見をお寄せいただければ幸いに存じます。

最後に、本研究の推進に当たり御助言・御協力をいただきました、北海道特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会、研究協力校及び関係者の皆様に厚く御礼申し上げ、発行に当たっての御挨拶といたします。

令和3年（2021年）3月

北海道立特別支援教育センター所長 日向正明

「特別支援教育の充実・発展に関する研究」

「自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の
適切な教育課程編成に関する実践研究」

田野 大介 松原 ひかり 鈴木 希美

本研究の概要	1
I 研究の背景	
1 全国の自閉症・情緒障がい特別支援学級の現状と課題	2
2 本道における自閉症・情緒障がい特別支援学級の現状と課題	4
3 本研究テーマの設定	6
II 特別支援学級における特別の教育課程について	
1 特別の教育課程の編成に関する根拠規定	8
2 自立活動の指導	11
III 研究の内容	
1 研究の目的	14
2 研究の方法	14
3 研究協力校における教育課程の編成及び実施の状況	15
4 考察	29
5 特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト及びQ & A	32
6 特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック	33
IV 研究のまとめ	
1 研究の成果	34
2 今後の課題	34
研究協力校・協力者	35
参考文献	36
資料	
特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト	41
特別支援学級における教育課程の編成に関するQ & A集	42
特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック一覧	52

本研究の概要

研究テーマの設定

本道の特別支援学級においては、自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒数や、特別支援学級全体に占める割合が年々増加している。

また、特別支援学級を担当する教員の約半数は、特別支援教育の経験年数が3年未満又は期限付き教員であり、特別支援学級の教育課程の編成は、特別支援学級の担当教員に任されているという現状がある。

このようなことから、本道においては、自閉症・情緒障がい特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施並びに指導や支援の充実が求められている。

これらの課題解決に向け、「自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の適切な教育課程編成に関する実践研究」を本研究テーマとして設定した。

研究の目的

本道の自閉症・情緒障がい特別支援学級における教育課程の現状と課題を把握し、実践事例の収集や課題解決の参考となる資料の作成を通して、自閉症・情緒障がい特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施並びに指導や支援の充実に資する。

研究の方法及び内容

- ・研究協力校への視察及び自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の編成・実施に関する聞き取り調査の実施
- ・特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト及びQ&A集の作成
- ・全国の教育委員会及び教育センター等で作成されている特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック一覧の作成

研究の成果と今後の課題

1 成果

- ・研究協力校における週時程や指導体制等の工夫、交流及び共同学習の実施による児童生徒の実態等に合わせた教育課程の編成の状況を把握することができた。
- ・研究協力校における交流及び共同学習の円滑な実施や教科の専門性の保障、適切な学習評価の実施など、通常の学級との連携の在り方を把握することができた。
- ・本研究を通して、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の編成及び実施の参考となる資料を作成することができた。

2 今後の課題

- ・研究協力校における取組から得た知見等を広めるとともに、より多くの実践事例等を収集し、検証を重ねる必要がある。
- ・本研究の成果として作成した資料の活用を推進し、検証を重ねる必要がある。
- ・特別支援学級で行う自立活動の時間における指導について、事例の収集及び検証を行うことにより、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の編成及び実施の充実を図る必要がある。

※北海道では、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や学習指導要領等から引用した部分については「 」で示し、原文のとおり「障害」と表記しています。

I 研究の背景

1 全国の自閉症・情緒障がい特別支援学級の現状と課題

(1) 特別支援学級に関する国の動向

新学習指導要領においては、平成26年に我が国で批准された「障害者の権利に関する条約」に掲げられている「共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育システムの構築」の理念が反映されています。

インクルーシブ教育システムとは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な『合理的配慮』が提供される等が必要」とされています。

これからの学校教育においては、このようなインクルーシブ教育システムの構築の理念の下、障がいのある者と障がいのない者が同じ場で共に学ぶことを追求する

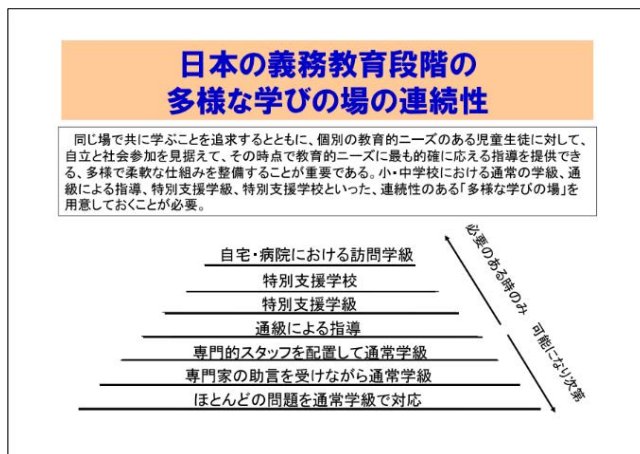


図1 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会 参考資料4

とともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意することが求められています。

さらに、新学習指導要領では特別な配慮を必要とする児童生徒への指導として、特別支援学級における特別の教育課程について、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」、「児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。」が示されています。

このように、新学習指導要領では、総則に特別支援学級などの特別の教育課程の編成に関する具体的なポイントが明示されるとともに、通常の学級から特別支援学級など学びの場の連続性が示されています。

[「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）](#)



(2) 自閉症・情緒障がい特別支援学級の現状と課題

「特別支援教育資料」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）によると、全国の特別支援学級に在籍する全児童生徒数（小・中学校、義務教育学校）は、令和元年度が278,140人となっており、特殊教育から特別支援教育への制度的転換が図られた平成19年度の113,377人に比べ、およそ2.5倍に増加しています。

その中でも、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数は、毎年増加し続けており、令和元年度の児童生徒数は136,049人と、特別支援学級に在籍する全児童生徒数に対して占める割合が約48.9%となっています。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（平成24～25年度）」において、全都道府県・指定都市の教育委員会を対象として、特別支援学級の教育課程の編成と実施に関する調査を実施しています。その結果を障がい種別に見ると、自閉症・情緒障がい特別支援学級に関する内容が最も多く、中学校における各教科の指導に関することや、障がいの程度が異なる児童生徒が同一学年に在籍している場合の教育課程の編成に関することなどが課題として挙げられています。その他にも、複数の障がい種の児童生徒が合同で学習する場合の教育課程の編成に関することや、教職員の専門性、自立活動の取扱い等について課題があることや、特別支援学級の教育課程編成の手引きの必要性について記述が多かったことが示されています。

同じく、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実践的研究（平成26～27年度）」において、特別支援学級を担当する教員を対象に実施した面接による調査から、①各教科等を合わせた指導や自立活動については、指導内容及び教育課程上の位置付けに不明確な状況があること、②複数の障がい種の特別支援学級が設置されている場合、障がい異なる児童生徒の指導については、障がい種に配慮した指導の一層の充実が必要な状況であること、③交流及び共同学習の教育課程上の位置付けを明確にし、改善のための検討を深めることが必要な状況にあることなどが課題として明らかにされています。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）～」(以下、「答申」とする。)では、「特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常教育課程に係る専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められる。特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。」と示されており、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の調査による教育委員会及び特別支援学級を担当する教員が感じている課題と共通点が多く見られます。

また、「答申」では、「特に、自閉症や知的障害により特別支援教育を受ける児童

生徒数が増加していることから、これに係る教師の専門性の向上や人材育成は急務」であると示されており、自閉症・情緒障がい特別支援学級を担当する教員が特別の教育課程の編成・実施・評価について理解を深めることが求められています。

「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の
編成と実施に関する研究（平成24～25年度）」（独立行政
法人国立特別支援教育総合研究所）



「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特
別支援学級における教育課程に関する実践的研究（平成26～
27年度）」（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）



「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての
子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働
的な学びの実現～（答申）」（中央教育審議会）



2 本道における自閉症・情緒障がい特別支援学級の現状と課題

(1) 自閉症・情緒障がい特別支援学級の現状と課題

本道における特別支援学級に在籍する全児童生徒数（小・中学校、義務教育学校）は、令和元年度が14,876人となっており、平成19年度の6,112人に比べおよそ2.4倍と、国の動向とほぼ同程度増加しています。

自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数も毎年増加しており、平成19年度の2,684人から令和元年度の8,519人と12年間でおよそ3.2倍に増加しています。

特別支援学級に在籍する全児童生徒数に対して、自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒数の占める割合は、令和元年度は約57.3%であり、国における現状よりも高い割合を占めています。

北海道教育委員会が平成30年3月に策定した「特別支援教育に関する基本方針（平成30～34年度）」には、特別支援学級の現状として、上記と同様に児童生徒数の増加のほか、「平成29年度の小・中学校における特別支援学級担当教員のうち、特別支援教育の経験が3年未満の教員又は期限付き教員の割合が49.5%を占めている。」と示されています。

このようなことから、「特別支援教育に関する基本方針（平成30～34年度）」では、本道の特別支援学級全体における課題として、以下の5点が挙げられています。

- ①発達段階や障がいの状態等を踏まえた教育課程の工夫・改善
- ②発達の程度や適応の状況等に応じて、就学時に決定した「学びの場」を柔軟に変更できる教育支援や就学指導の体制の構築
- ③特別支援学級を担当する教員の、障がいの種類や状態等に応じた指導内容・方法等に関する専門性の向上

- ④特別支援学級を新たに担当する教員や、経験年数が少ない教員からの相談や研修などに係るサポート体制の強化
- ⑤通常の学級との間で実施する「交流及び共同学習」の目標や内容、配慮事項等について、全ての教職員の共通理解に基づく共生社会の形成に向けた障がい者理解の推進

(2) 自閉症・情緒障がい特別支援学級における進路指導

近年、小・中学校の特別支援学級を担当する教員や保護者から、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の進路に関する質問が、研修会の場合や電話教育相談等で当センターに多く寄せられています。

本道では、昭和40年に全国に先駆けて、職業学科を設置する知的障がい特別支援学校高等部が開校し、その後、小・中学部のみを設置していた知的障がい特別支援学校に高等部が併設されました。その後、平成28年に職業学科と普通科を設置する知的障がい特別支援学校高等部が開校するなど、知的障がい特別支援学校高等部の数は増加しており、令和2年4月現在、全道で50校（道立46校、国立1校、札幌市立2校、私立1校）が設置されています。知的障がい特別支援学校高等部の出願資格は、「知的障がいのある者」と示されており、中学校在学時に自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒が知的障がい特別支援学校高等部に出願するには、医師の診断や療育手帳の取得等により知的障がいを併せ有すると判断されることが必要となります。

本道の高等学校における特別支援教育の現状としては、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断した生徒の割合が年々増加しているとともに、特別支援教育支援員を配置する学校も増加していることが「特別支援教育に関する基本方針（平成30～34年度）」で示されています。

また、平成26年度及び27年度には、文部科学省委託事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」にモデル校として本道から3校を指定し、特別な教育的支援を必要とする生徒を指導するための特別の教育課程の編成等に関する実践研究を実施しました。さらに、平成29年度には、高等学校の通級による指導の制度化（平成30年度）に向けた準備を行う文部科学省委託事業「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」も実施しています。

このような取組を受け、令和2年4月現在、本道において通級による指導を実施している高等学校は4校となっています。通級による指導の実施に当たっては、高等学校入学後に自立活動の必要性や指導内容等について校内委員会で検討及び試行を行い、特別の教育課程を編成した上で、次の学年から実施することとしています。

中学校で自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍し、知的障がいのない生徒については、主な進学先が高等学校等となるため、進学を希望する学校において「これまで中学校の特別支援学級で受けられた特別な教育的支援を同じように受けられるか。」「学習上又は生活上の困難があるため、高等学校での学校生活を円滑に送ることができるか。」などという不安を感じたり、進路選択の判断に迷ったりすることなどが考えられます。中学校の特別支援学級を担当する教員にとっても、生徒の実態

や選択する進学先によって、個別に教育課程を編成する必要があることから、早期から生徒の実態に合った適切な進路指導が重要となります。

3 本研究テーマの設定

当センターでは、本道の自閉症・情緒障がい特別支援学級における現状と課題を詳しく把握するため、令和元年度に北海道特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会と共同し、特別支援学級を設置する全道の市町村立学校を対象に、「自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程に関するアンケート調査」（以下、「教育課程に関するアンケート調査」とする。）を実施しました。

調査方法は、北海道特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会経由で各学校にアンケート用紙を配付し、回収率は約78.6%でした。

「教育課程に関するアンケート調査」の結果から、課題を次の4点に整理しました。

- ①知的障がいはないが、児童生徒の実態等から、当該学年の学習を行うことが難しいと感じる。
- ②知的障がいの有無や複数の学年の児童生徒が同じ学級に在籍する等により、複数の教育課程編成や指導体制の工夫が必要である。
- ③複数の学年の児童生徒が同じ学級に在籍しているため、交流及び共同学習での当該児童生徒の様子を学級担任が把握することができず、評価が難しい。
- ④当該学年の学習を行いつつ、自立活動の時間を適切に確保することが難しい。

このようなことから、本道においては、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい特性の理解や適切な教育課程の編成・実施並びに指導や支援の充実を図ることが求められており、これらの課題解決に向け、「自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の適切な教育課程編成に関する実践研究」を本研究テーマとして設定しました。

「特別支援教育に関する基本方針（平成30～34年度）」
（北海道教育委員会）



「高等学校における『通級による指導』実践事例集～高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業～」（文部科学省）



「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業 成果報告書（要約）」（文部科学省）



コラム I

◆本道における中学校卒業後の進路について①

【公立高等学校】

北海道には、令和2年4月現在、225校の公立高等学校（中等教育学校を除く。）があります。

高等学校には、学ぶ時間帯やスタイル、修業年限に応じて、全日制課程、定時制課程、通信制課程の3種類の課程があり、その下に普通科、専門学科、総合学科の3種類の学科があります。専門学科には、農業科や工業科、理数科などの学科があります。

参考：「[2020年度版『わたくしの進路』北海道の公立高等学校](#)」
（北海道教育庁学校教育局高校教育課）



【専門高校】

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉など、職業に関する専門学科をもつ高校を専門高校といいます。普通教科はもちろん、各専門教科を体験しながら学んだり、生徒個々でテーマを設定したりして、特定の分野を研究します。令和2年度に北海道に設置されている公立の専門高校は69校です。

参考：「[専門高校紹介リーフレット](#)」
（北海道教育庁学校教育局高校教育課）



【私立学校】

私立学校には、全日制や通信制の高等学校のほか、専門の内容を学ぶ各種学校などがあります。

参考：「[私立学校名簿（北海道総務部法人局学事課）](#)」

【その他】

道立高等学校等における通級による指導に関することや、高等学校における合理的配慮の事例については、以下の資料を参考にしてください。

参考：「[北海道の高等学校における特別支援教育に関する資料](#)」
（北海道教育庁学校教育局高校教育課）

- ①「道立高等学校等における通級による指導（新入生・保護者向けリーフレット）」
- ②「道立高等学校等における『通級による指導』の手引」
- ③「生徒一人一人を大切にする高等学校における『合理的配慮』の事例」

Ⅱ 特別支援学級における特別の教育課程について

1 特別の教育課程の編成に関する根拠規定

第1章で示した、自閉症・情緒障がい特別支援学級が直面している課題の解決に向け、特別の教育課程の編成に関する根拠規定を以下のとおり整理しました。

(1) 特別支援学級の設置及び対象者の規定

学校教育法第81条第2項には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障がいのある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものに該当する児童生徒のために、特別支援学級を置くことができるとされています。

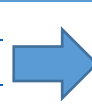
さらに、平成25年10月に文部科学省から発出された「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」では、特別支援学級を置くことができる障がいの種類及び程度が詳しく示されており、「自閉症・情緒障害者」については、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの」、「主として心理的な要因による選択性かん黙があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの」と示されています。

特別支援学級は、障がいがあるため、通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級であり、児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われる必要があります。

[「学校教育法第81条第2項」（e-Gov法令検索HPから）](#)



[「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省）](#)



(2) 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、小・中学校等の学級の一つであり、学校教育法に定める小・中学校等の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

ただし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、学校教育法施行規則第138条においては、「小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、（省略）特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

この条文では、特別支援学級においては、小・中学校の学習指導要領を基準としつつも、必要に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することができるという根拠を示しています。

さらに、小学校学習指導要領（平成29年告示）及び中学校学習指導要領（平成29

年告示)には、特別支援学級における特別の教育課程の編成について、「(ア)障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。(イ)児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。」と示されています。

このことは、特別支援学級の教育課程の編成において、各学校の責任の下に、①自立活動を取り入れる、②下学年の教科の目標や内容に代替する、③知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりするなど、障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた柔軟な教育課程の編成を行うことができることを意味しています。

[「学校教育法施行規則」\(e-Gov法令
検索HPから\)](#)



[「小学校学習指導要領解説総則編」
\(文部科学省\) P108～](#)



[「中学校学習指導要領解説総則編」
\(文部科学省\) P106～](#)



(3) 特別支援学級における特別の教育課程の編成

特別支援学級における教育課程を編成する場合、特別支援学校学習指導要領に示されている特別の領域である自立活動の指導を参考とし、特別支援学級で実施可能な配慮や支援によって、対象児童生徒が当該学年の内容を学習することが可能かどうかについて検討します。

当該学年の内容を学習することが難しい場合は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更したりするなど、指導内容の変更を検討します。

さらに、グループ別学習や個別学習といった学習形態の工夫や、各教科等を合わ

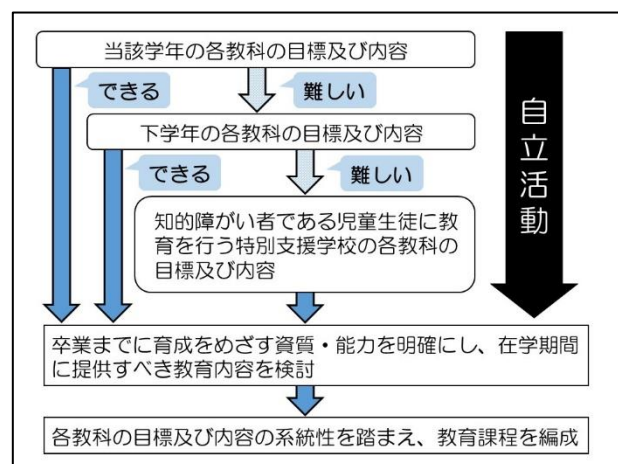


図2 「令和2年度 小学校(中学校)教育課程編成の手引」(北海道教育庁学校教育局義務教育課)

せて指導を行うなどの指導の形態の工夫を検討し、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標の達成を目指します。

また、特別の教育課程を編成する場合においても、各教科、道徳科、特別活動、小学部においては外国語活動の内容に関する事項は、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっています。

自閉症・情緒障がい特別支援学級には、主に、言語発達の遅れや対人関係の形成が困難である児童生徒や、社会適応が困難である児童生徒が在籍していますが、知的障がいを併せ有する児童生徒も在籍している場合があるため、児童生徒一人一人の実態に合わせた適切な教育課程の編成が重要となります。

ア 知的障がいのない児童生徒の教育課程

知的障がいのない児童生徒には、当該学年の各教科の目標及び内容を取り扱うこととなりますが、個々の児童生徒によって学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意する必要があります。

小学校及び中学校学習指導要領解説の各教科等編には、新たに、個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫が示されています。

【小学校 国語科における「手立て」の例】

文章を目で追いながら音読することが困難な場合

- ・ 自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと
- ・ 行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること
- ・ 語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること
- ・ 読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用すること

など

こうした各教科等における手立てや合理的配慮の提供内容を個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することにより、切れ目のない一貫した指導や支援につながります。

[「小学校学習指導要領解説国語編」](#)
[（文部科学省）P159～](#)



イ 知的障がいのある児童生徒の教育課程

知的障がいのある児童生徒の教育課程を編成する際には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を参考にすることができます。

この「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を教科ごとの時間を設けて指導を行う場合を「教科別の指導」と言います。

これに対し、学校教育法施行規則第130条第2項には、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と規定されており、このように「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことを「各教科等を合わせた指導」と言います。

知的障がいのある児童生徒は、学習上の特性等から、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することが効果的であることから、従前から日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習など「各教科等を合わせた指導」が実践されてきました。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、児童生徒一人一人の自立と社会参加を視野に入れ、各教科等において育成を目指す資質・能力を踏まえた指導目標を個別の指導計画に位置付け、指導することに留意する必要があります。

単元を通して児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉えるなど、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくことが重要です。

[「学校教育法施行規則」\(e-Gov法令
検索HPより\)](#)



2 自立活動の指導

自立活動の目標は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」と示されており、特別支援学級の特別の教育課程においても、この自立活動を取り入れて編成することが規定されています。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の六つの区分の下に27項目を設けています。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。そのため、児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければなりません。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要があります。

また、自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に設定される必要があります。このため、自立活動に充てる授業時数については、一律に標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしています。

しかし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があります。

[「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（文部科学省）P199～](#)



[「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」（文部科学省）P45～](#)



[「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（文部科学省）P227～](#)

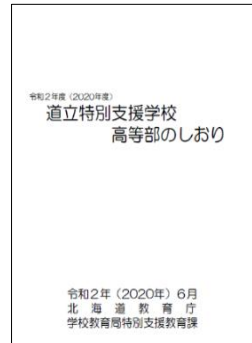


コラム 2

◆本道における中学校卒業後の進路について②

【知的障がい特別支援学校高等部】

「北海道立特別支援学校高等部（知的障がい）の生徒募集要領」によると、出願資格のある者は、「知的障がいがあり（略）」とされています。この「知的障がいがあり（略）」とは、「医師の診断がある又は公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活へ適応の困難性などから知的障がいと判断される」、「知的障がい特別支援学級に在籍している」、「療育手帳を取得している（合格者発表前日までの取得見込みを含む。）」のいずれかに該当する者となっているため、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している生徒であっても、上記のいずれかを満たしている場合には、知的障がい特別支援学校高等部入学者選考における出願資格に該当します。



参考：『[令和2年度（2020年度）『道立特別支援学校高等部のしおり』](#)
（北海道教育庁学校教育局特別支援教育課）

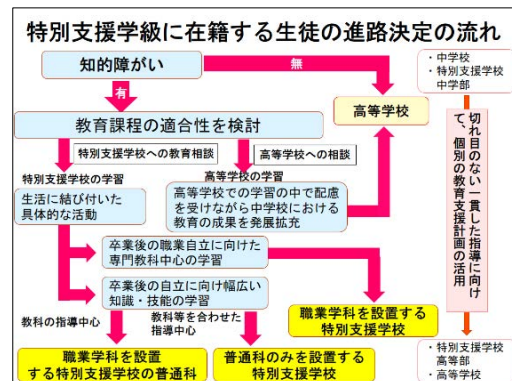
【特別支援学校高等部と高等学校の違い】

特別支援学校と高等学校の目的等	
特別支援学校	高等学校
目的 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。 （学校教育法第72条） 卒業 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。（以下略） （学校教育法施行規則第133条）	目的 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。 卒業 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を習得した者について行わなければならない。（以下略） （学校教育法施行規則第96条）

特別支援学校は、高等学校の目的に加えて、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける。」ことを目的とすることが学校教育法に示されています。

卒業の要件は、特別支援学校では、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うのに対し、高等学校では、高等学校学習指導要領が定める74単位以上の習得が条件になります。

【特別支援学級に在籍する生徒の進路決定の流れ】



知的障がいがない生徒については、知的障がい特別支援学校への出願資格を満たしていないことから、高等学校等が進路先となります。

知的障がいがある生徒については、特別支援学校での学習が適しているのか、高等学校等での学習が適しているのかについて検討する必要があります。

Ⅲ 研究の内容

1 研究の目的

第Ⅱ章で示したとおり、特別支援学級における特別の教育課程の編成に当たっては、当該児童生徒の実態に合わせて個別に十分検討した上で、適切な教育課程を編成する必要があります。

「自閉症」の障がいの状態は、「①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい」であり、「情緒障がい」の障がいの状態は、「状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態」です。そのため、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒については、特別の教育課程の編成のほかにも、障がい特性等に合わせて環境整備や、集団での学習と個別の学習のどちらが適切かなど学習形態の工夫がとても重要になります。

当センターと北海道特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会が共同で実施した「教育課程に関するアンケート調査」の結果から、本道の自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置する小・中学校において、「自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程編成の中心となる担当者」を「特別支援学級を担当する教員」と回答した割合は90%以上であり、多くの場合、児童生徒の実態に合わせて特別の教育課程の編成は、特別支援学級を担当する教員に任されていることが分かりました。

一方で、本道の小・中学校における特別支援学級を担当する教員のうち、特別支援教育の経験が3年未満の教員又は期限付き教員が約半数を占める現状があり、当該児童生徒の実態に応じた適切な教育課程を編成することが難しい場合があることが考えられます。

また、「教育課程に関するアンケート調査」の結果から、特別支援学級を担当する教員が特別の教育課程の編成について十分理解している場合であっても、教員配置等により適切な指導体制の確保が難しい場合や、知的障がいの有無だけではなく、当該児童生徒の障がい特性等により当該学年の学習の定着が難しい場合があり、適切な教育課程を実施することが困難であることが課題として挙げられています。

特に、中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒については、知的障がいの有無によって選択できる進路先が異なってくるため、進路先との連携や、中学校での学習評価及び評定をどのようにしたらよいかという課題も多く見られます。

そこで、本研究では、自閉症・情緒障がい特別支援学級における教育課程の現状と課題を把握し、これらの課題解決を図るため、研究協力校への視察及び自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の編成及び実施に関する聞き取り調査を行い、自閉症・情緒障がい特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施の在り方について考察しました。

2 研究の方法

研究協力校3校（北広島市立大曲小学校、恵庭市立恵庭中学校、帯広市立南町中学校）に依頼し、自閉症・情緒障がい特別支援学級の学級経営案や週時程表、年間指導

計画等の教育課程の編成及び実施に関する資料を提供していただくとともに、研究協力校を視察し、自閉症・情緒障がい特別支援学級を担当する教員を対象に、「教育課程の編成及び実施等に関する聞き取り調査」を行いました。

聞き取り調査に当たっては、特別支援学級を設置する全道の市町村立学校を対象に実施した「教育課程に関するアンケート調査」の結果を基に、自閉症・情緒障がい特別支援学級の担当教員が特に課題と感じていると回答した内容を8つに分類し、その項目を中心に聞き取りました。

表1 「教育課程の編成及び実施等に関する聞き取り調査」の項目

- | |
|---|
| ①自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程編成（学びの場の決定を含む）に係る実態把握について
②当該学年及び下学年の各教科、知的障がい特別支援学校の各教科を選択する際の判断基準について
③複数の学年や教育課程の異なる児童生徒で授業を実施する際のグループ分け及び指導体制の工夫について
④交流及び共同学習について（目的及び内容、時数を決定する際の判断基準、通常の学級との連携など）
⑤各教科と自立活動との関連について
⑥学習評価及び評定について
⑦教育課程全般における評価・改善について
⑧その他 |
|---|

3 研究協力校における教育課程の編成及び実施の状況

○ 北広島市立大曲小学校の取組

(1) 学校の概要

北広島市立大曲小学校は、明治25年に「月寒小学校大曲分校」として開校し、その後、時代の背景や市町村の発展により名称の変更を繰り返しながら歴史を積み重ね、今年度で開校から129年を迎える全校児童数462名（令和2年4月現在）の学校です。

特別支援学級（かしのみ学級）は昭和63年に開設され、今年度は、知的障がい特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級が開設されています。特別支援学級に在籍している全児童数は17名であり、そのうち自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童数は11名です。

(2) 自閉症・情緒障がい特別支援学級の概要

ア 児童の実態

基本的生活習慣やコミュニケーションに課題のある児童が多く、見通しがもてなくなると活動に参加することが難しい児童や、勝敗に対してこだわりが強く、他の児童に適切に関わることが難しい児童などが在籍しています。また、知的障がいを併せ有する児童も在籍しています。

表 2 「特別支援学級全体の児童数」

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
自閉症・情緒障がい	3	1	2	3	0	2	11
知的障がい	2	0	0	2	0	1	5
肢体不自由	0	0	1	0	0	0	1
合計	5	1	3	5	0	3	17

イ 教育課程の特徴

- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童については、知的障がいを併せ有する児童も含め、当該学年の学習を基本としています。児童の実態によっては、下学年の学習内容を行っています。
- ・個別の実態に応じた教育課程の編成を行いながら、集団活動の経験を大切にするために、他の障がい種の特別支援学級と合同で学習する機会も設定しています。
- ・個別の実態に応じ、交流及び共同学習を積極的に行い、必要な知識・技能の習得と向上を図るようにしています。

ウ 週時程表

表 3 「第1学年・第2学年の週時程表」

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導 自立活動	日常生活の指導 自立活動	日常生活の指導 自立活動	日常生活の指導 自立活動	日常生活の指導 自立活動
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	算数	算数	算数	算数	算数
4	体育	生活	生活	体育	図画工作
5	図画工作	学級活動	道徳	音楽	音楽
6				生活 ※第2学年のみ	

※知的障がいを併せ有する児童も在籍しているため、児童の実態に応じて、「日常生活の指導」を行っています。

表4 「第3学年・第4学年・第6学年の週時程表」

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導 自立活動	日常生活の指導 自立活動	日常生活の指導 自立活動	日常生活の指導 自立活動	日常生活の指導 自立活動
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	算数	算数	算数	算数	算数
4	体育	社会	総合的な学習の 時間	体育	図画工作
5	図画工作	学級活動	道徳	音楽	音楽
6	クラブ 委員会 ※第4学年以上	理科		外国語活動	社会(第4学年) 家庭(第6学年)

※知的障がいを併せ有する児童も在籍しているため、児童の実態に応じて、「日常生活の指導」を行っています。

エ 学習環境の整備

- ・児童の刺激にならないよう、視覚に入る掲示物は精選されています。(図3)
- ・週時程表や活動場所、個別の目標等が分かりやすく提示されています。(図4)
- ・個人の持ち物やプリント類は、個別のかごに整理されています。(図5)
- ・児童の実態に応じて、パーティションを活用しています。(図6)
- ・机に掛ける物は全校で統一されています。また、聴覚過敏がある児童の机には、必要に応じてすぐに使うことができるようにイヤーマフが掛けられています。(図7)
- ・板書の際の印(「課題」、「まとめ」など)は全校で統一されており、特別支援学級においても通常の学級と同様の印を使用しています。(図8)
- ・必要に応じて休憩したり、気持ちを落ち着かせたりすることができる部屋が用意されています。(図9)
- ・タイマーは、デジタルとアナログの両方が用意されています。(図10)
- ・タイマーや棚のカーテンは、通常の学級においても活用されています。(図11)



【図3】



【図4】



【図5】



【図 6】



【図 7】



【図 8】



【図 9】



【図10】



【図11】

(3) 聞き取り調査

項目	回答
①教育課程編成（学びの場の決定を含む）に係る実態把握について	・医療機関等における心理検査の結果を参考にして - いる。 ・必要に応じて北広島市教育委員会の特別支援教育調査員が心理検査を実施している。
②当該学年及び下学年の各教科、知的障がい特別支援学校の各教科を選択する際の判断基準について	・知的障がいを併せ有する児童も在籍しているが、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童は、基本的に当該学年の学習を行っている。 ・当該学年の学習内容が難しい場合には、下学年の学習内容を扱っている。
③グループ分け及び指導体制の工夫について	・基本的には、複数の障がい種が混合した学年別での学習を行っている。 ・学習内容によっては、低学年、高学年の2グループに分かれた学習や、特別支援学級の児童全員で合同学習を行う場合がある。 ・国語や算数など、実態差が大きい教科では、教科書やプリント等を活用しながら個別に学習を行う場合がある。
④交流及び共同学習について	・本人の希望や情緒の安定等を考慮した上で、可能な限り通常の学級の児童と一緒に学ぶことができるよう、交流及び共同学習を行っている。

	・交流及び共同学習を行う学級（以下、「交流学級」とする。）を固定することにより、年間を通して、通常の学級の児童と特別支援学級の児童が互いに深い関わりをもつことができるようにしている。 ・交流学級で学ぶ教科等や授業時数は児童の実態に応じて決定している。（例えば、理科、図画工作、体育などの各教科、外国語活動、行事の事前・事後学習、朝の会等） ・交流学級の担任とは、日常的に打合せや学習進度、児童の様子等について情報を共有し、計画的、継続的に交流及び共同学習を行っている。
⑤各教科と自立活動との関連について	・他教科等と関連させて、ソーシャルスキルトレーニングの内容を扱うことがある。
⑥学習評価及び評定について	・通知表は3期制、個別の指導計画は2期制で評価している。 ・通知表及び個別の指導計画の評価は記述式である。
⑦教育課程全般における評価・改善について	・複数の学年や教育課程の異なるグループで授業を行うことが多いことから、同じ活動を行っていても、各教科等を合わせた指導を行っている児童と当該学年の学習を行っている児童の活動のねらいが異なっていることを意識するようにしている。 ・特別支援学級で作成した生活単元学習の指導内容表を基に、各教科の内容と照らし合わせながら目標や段階を把握し、学習内容を選択している。
⑧その他	・通常の学級から特別支援学級への在籍の変更に当たっては、特別支援学級での体験期間を設けることにより、当該児童が自ら学びやすい環境を選択できるようにすることや、特別支援教育に対する保護者の理解を深めるようにしている。 ・現在は特別支援学級の学級を担当している教員が特別支援教育コーディネーターを担っているが、通常の学級及び特別支援学級の両方に特別支援教育コーディネーターを配置することが望ましい。

(4) 視察及び聞き取り調査の結果から

北広島市立大曲小学校の特別支援学級は、基本的に学年別に、異なる障がい種の児童が同じ環境で学ぶ学習形態となっています。

学習場面に応じて、低学年、高学年の2グループに分かれての学習や、特別支援学級の児童全員で合同学習を行うなど、ねらいに応じた指導体制を工夫しています。

児童の実態に合わせて当該学年の学習内容、又は下学年の学習内容を行っていますが、知的障がい特別支援学級の児童と合同で学習を行う場面も多いことから、特別支援学級で身に付けさせたい力を整理し、生活単元学習の指導内容表に目標や内容を明確に記載することにより、同じ学習場面においても、自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童が学ぶ教科の目標が分かりやすくなるよう工夫を行っています。

また、児童の希望や情緒の安定等を考慮しつつ、可能な限り通常の学級の児童と一緒に学ぶ機会を設定することにより、児童の自信を高めることや、学びの連続性の保障につなげています。

さらに、通常の学級から特別支援学級、特別支援学級から通常の学級への在籍の変更にあたっても、年度の途中で特別支援学級での体験を行うことができるなど、通常の学級と特別支援学級の教員が連携し、柔軟な対応が行われています。

○ 恵庭市立恵庭中学校の取組

(1) 学校の概要

恵庭市立恵庭中学校は、昭和22年に恵庭小学校と併置する村立の中学校として開校し、その後、昭和26年に恵庭町立恵庭中学校、昭和45年に恵庭市立恵庭中学校と、地域の発展とともに名称を変えてきた、今年度で開校から73年を迎える全児童数443名（令和2年4月現在）の学校です。

特別支援学級は、今年度、知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級の2学級が開設されています。特別支援学級に在籍している全生徒数は7名であり、そのうち自閉症・情緒障がい特別支援学級の生徒数は4名です。

(2) 自閉症・情緒障がい特別支援学級の概要

ア 生徒の実態

自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している4名の生徒のうち、2名については、小学校では通常の学級に在籍していましたが、大きな集団で過ごすことが苦手であることから、学習や登校への意欲が低下し、中学校入学時に特別支援学級に在籍を変更した経緯があります。

他の2名については、多動傾向が見られるものの、興味がある学習内容では積極的に発言し、授業に集中して取り組むことができます。

表5 「特別支援学級全体の生徒数」

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
自閉症・情緒障がい	3	0	1	4
知的障がい	1	0	2	3
合計	4	0	3	7

イ 教育課程の特徴

- ・学年ごとに学習を行うことが多いですが、国語及び数学は生徒の実態差が大きいため、グループ別に学習を行っています。
- ・当該学年の学習が可能であり、当該生徒の実態や環境面から交流学級での学習が可能な場合は、できる限り交流及び共同学習を行っています。
- ・交流学級で学習している教科は、交流学級の教科担当教員に5段階で評価してもらおうとともに、特別支援学級の教員が記述の評価を併記しています。

ウ 週時程表

表6 「第1学年の週時程表」

	月	火	水	木	金
1	学級活動 課題学習	学級活動 課題学習	学級活動 課題学習	学級活動 課題学習	学級活動 課題学習
2	国語	美術	国語	英語	家庭
3	理科	英語	技術	美術	家庭
4	社会	美術	英語	社会	家庭
5	学級活動	保健体育	音楽	保健体育	道德
6		学級活動	学級活動	学級活動	学級活動

※知的障がいと併せ有する生徒も在籍しているため、生徒の実態に応じて、各教科等を合わせた指導である「課題学習」を行っています。

エ 学習環境の整備

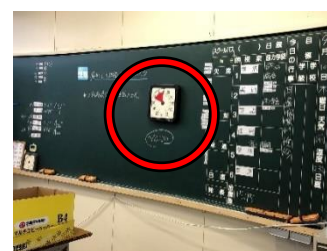
- ・視覚的に注目しやすいよう、各学級に大型モニターと実物投影機が設置されています。(図12)
- ・個別の課題等が棚に分かりやすく整理されています。(図13)
- ・タイムタイマーで課題に取り組む時間を視覚的に提示しています。(図14)
- ・黒板の時間割の欄に、「協力学級」という項目が設けられています。(図15)
- ・空き教室を利用し、パーティションで区切るなどして、不登校傾向の生徒が登校した際の居場所として効果的に活用しています。(図16、17)



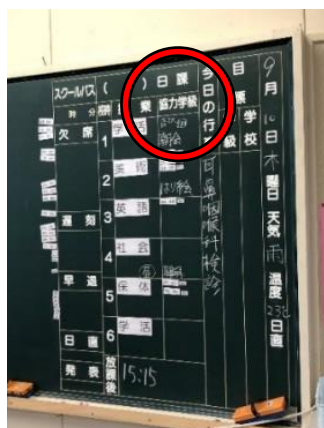
【図12】



【図13】



【図14】



【図15】



【図16】



【図17】

(3) 聞き取り調査

項目	回答
①教育課程編成（学びの場の決定を含む）に係る実態把握について	・教育支援委員会で就学先を判断する際に使用した心理検査（医療機関又は恵庭市教育委員会で実施）の結果を参考にしている。 ・校内で支援方法の検討が難しい場合は、保護者の承諾を得て、専門機関（北海道立特別支援教育センター等）と連携した教育相談を行っている。 ・特別支援学級に在籍する予定の児童が、入学前に中学校を見学することにより、児童が見通しをもって入学に備えることができるとともに、受け入れる側も実態把握の場となっている。
②当該学年及び下学年の各教科、知的障がい特別支援学校の各教科を選択する際の判断基準について	・第1学年については、小学校からの引継ぎを基に学習内容を判断している。
③グループ分け及び指導体制の工夫について	・学年ごとに学習を行っていることが多い。 ・国語、数学は、グループ別に行っている。
④交流及び共同学習について	・当該学年の学習が可能な場合は、可能な限り交流学級での学習を行う。 ・交流学級で学習する教科等や授業時数は、当該生徒の実態や希望等を踏まえて総合的に判断している。 ・第1学年については、小学校からの引継ぎを基に、交流学級で学習する教科等を決定している。

	・年度初めの職員会議で、生徒の実態を周知するとともに、個別のプロフィール表を作成し、教科担当教員に配付することにより、共通理解を図っている。 ・全員が交流学級での朝の会に参加したあと、特別支援学級で朝の会を行っており、交流学級の朝の会での連絡事項を特別支援学級の朝の会で確認することにより、必要に応じてメモを取ることや、伝達する力を身に付けるようにしている。
⑤各教科と自立活動との関連について	・ソーシャルスキルトレーニングで身に付けた力を「特別の教科 道徳」の時間で活用できるよう指導している。
⑥学習評価及び評定について	・通知表は、交流学級で学習している教科は5段階評価、特別支援学級で学習している教科は記述式で評価している。 ・部分的に交流学級で学習している教科は、教科担当教員が5段階評価、特別支援学級の教員が記述式で評価している。 ・年間を通して、全ての時間を交流学級で学習している教科については、交流学級の教科担当教員が5段階で評価している。 ・個別の指導計画と通知表は様式が異なるため、それぞれについて、前期、後期で評価している。
⑦その他	・学年によっては、交流学級と同様の宿題を配付し、交流学級で行われる確認テストに向けた予習を特別支援学級で行っていることから、学習内容の理解が深まり、自己肯定感を高めることにつながっている。 ・生徒が小学校の特別支援学級で受けてきた支援を途切れさせないように、教員の特別支援教育の専門性の向上が課題である。 ・学校全体で特別な教育的支援が必要な生徒を支えるために、今年度から各学年に特別支援教育コーディネーターを配置することにより、学年会で支援方法を検討する体制が整ってきている。 ・特別支援学級における教科の指導は、教科の専門性に関わらず特別支援学級の教員が主に行っているが、教科によっては、通常の学級の教科担当教員が担当することもある。

(4) 視察及び聞き取り調査の結果から

恵庭市立恵庭中学校の特別支援学級は、生徒の希望や情緒の安定等を考慮しつつ、可能な限り通常の学級の児童と一緒に学ぶ機会を設定することにより、生徒の自信を高めることや、学びの連続性の保障につなげる指導を行っています。

交流学級で学習している教科は、通常の学級の教科担当教員が5段階で評価するとともに、特別支援学級の教員が記述の評価を併記することにより、教科の目標に対する達成状況や生徒の学習の様子及び必要な支援の両面から評価が可能となっています。これは、通常の学級の教員と特別支援学級の教員の連携の下に成り立つものであり、自閉症・情緒障がい特別支援学級を担当する教員が感じる課題の解決につながる一つの事例と考えます。

また、自立活動の指導と交流学級での学習を関連させて指導を行う際には、個別の指導計画を活用し、個に応じた自立活動の目標や指導方法等を、通常の学級の教員と共有しながら取り組んでいます。

○ 帯広市立南町中学校の取組

(1) 学校の概要

帯広市立南町中学校は、昭和50年に開校し、今年度45年目を迎える比較的新しい、全校生徒数659名（令和2年4月現在）の学校です。

今年度は、知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級が開設されています。特別支援学級に在籍している全生徒数は34名であり、そのうち自閉症・情緒障がい特別支援学級の生徒数は27名です。

(2) 自閉症・情緒障がい特別支援学級の概要

ア 生徒の実態

自閉症・情緒障がい特別支援学級には、自閉スペクトラム症、選択性緘黙、知的障がいと診断されている生徒が在籍しています。また、入学当初は、高等学校への進学を希望している生徒が多い現状があります。

表7 「特別支援学級全体の生徒数」

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
自閉症・情緒障がい	7	7	13	27
知的障がい	2	0	5	7
合計	9	7	18	34

イ 教育課程の特徴

- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級では、生徒一人一人に応じた教育課程を編成し、週時程表を作成しています。

- ・ 自閉症・情緒障がい特別支援学級の生徒は、同じ学年であっても交流学級によって週時程表が異なるため、交流学級で行う教科等の授業時数によって、特別支援学級で行う教科の授業時数等は生徒一人一人によって異なります。
- ・ 自閉症・情緒障がい特別支援学級では、生徒一人一人によって、交流及び共同学習を行う授業時数が異なるので、教科によっては、特別支援学級で学習する生徒と教員の一对一の指導になることもあります。

ウ 週時程表

表 8 「Aさんの週時程表」

	月	火	水	木	金
1	国語	英語	国語	英語	国語
2	美術	保健体育	社会	数学	理科
3	理科	社会	保健体育	理科	社会
4	英語	国語	音楽	技術・家庭	英語
5	音楽	理科		音楽	技術・家庭
6	技術・家庭	保健体育			保健体育

※ が個別学習 が交流及び共同学習

表 9 「Bさんの週時程表」

	月	火	水	木	金
1	音楽	英語	国語	英語	理科
2	美術	数学	社会	数学	数学
3	自立活動	社会	保健体育	理科	社会
4	英語	音楽	音楽	技術・家庭	英語
5	理科	国語		音楽	技術・家庭
6	技術・家庭	保健体育			保健体育

※全て個別学習

エ 学習環境の整備

- ・換気や死角ができない等の安全面での配慮をしながら、個に応じた指導ができるよう、必要に応じてパーティションで区切っています。(図18、19)
- ・教室内に生徒一人一人の個別の週時程表が掲示されています。(図20)



【図18】



【図19】



【図20】

(3) 聞き取り調査

項目	回答
①教育課程編成（学びの場の決定を含む）に係る実態把握について	・医療機関や児童相談所等で実施した心理検査の結果を参考にしている。 ・関係機関との連携が難しい場合には、必要に応じて、特別支援学級の教員が心理検査を実施することがある。 ・市内の小学校から児童が進学してくる場合は、年度末に特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の学級担任が小学校を訪問し、児童の様子を見て、小学校の特別支援教育コーディネーターと引継ぎを行うことが多い。
②当該学年及び下学年の各教科、知的障がい特別支援学校の各教科を選択する際の判断基準について	・自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒については、年度始めに作成している指導計画を基に当該学年の教科書を使用して学習している。
③グループ分け及び指導体制の工夫について	・自閉症・情緒障がい特別支援学級では、生徒一人一人に応じた教育課程を編成し、週時程表を作成している。 ・自閉症・情緒障がい特別支援学級の各教科の指導を、通常の学級の教科担当教員が行うことがある。 ・交流及び共同学習を行う授業時数が生徒一人一人異なるため、教科によって、特別支援学級で学習する生徒と教員と一対一の指導になることもある。
④交流及び共同学習について	・当該生徒及び保護者の希望、当該生徒の実態及び情緒の安定等を考慮した上で、交流及び共同学習を行っている。

	・交流学級の学級担任とは、朝の打合せで配慮事項を伝えたり、授業後の様子を簡単に伝えたりして、共通理解を図っている。 ・交流及び共同学習を行ってきた生徒であっても、学習についていけなくなったり、情緒の不安定さが見られたりする場合には、年度途中でも柔軟に対応することがある。 ・放課後に通常の学級の教科担当教員が、各教科の内容の習得に困難さがある生徒の補習を行うことがある。 ・交流及び共同学習では、自閉症・情緒障がい特別支援学級の生徒や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒に、交流学級に配置されている支援員が最小限の支援を行っています。
⑤各教科と自立活動との関連について	・新型コロナウイルス感染症の影響で、自立活動の時間における指導の授業時数が十分とれていないため、各教科と関連付けて指導したり、学校の教育活動全体で指導したりしている。
⑥学習評価及び評定について	・交流及び共同学習を行っている生徒の学習評価及び評定は、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教員と通常の学級の教科担当教員で評価検討委員会を行い、その結果を交流学級の教科担当教員と検討し、最終的な評価及び評定を行っている。 ・定期テスト、ノートやワーク、提出物、授業態度、出席日数等を基に総合的に判断し、学習評価及び評定を行っている。 ・各教科において交流及び共同学習を行っている生徒は、通常の学級の通知表（5段階評価及び所見）のみでの評価となる。それ以外の生徒は、通常の学級の通知表と特別支援学級の通知表（文章記述）の両方を出している。
⑦教育課程全般における評価・改善について	・基本的には、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程は、通常の学級に準ずるため、通常の学級の教育課程と同様に評価を行っている。 ・特別の教育課程における評価は、個別の指導計画を基に行っている。
⑧その他	・個に応じた週時程表となっているため、自閉症・情緒障がい特別支援学級の生徒全員が同じ時間に集まることは少ない。

(4) 視察及び聞き取り調査の結果から

帯広市立南町中学校の特別支援学級は、一人一人の実態に合わせて作成した個別の週時程表となっており、それぞれが所属する交流学級の週時程表を軸として、必要に応じて個別の学習を行っています。

交流学級の掲示物には、特別支援学級から交流及び共同学習に参加する生徒の名前が他の生徒と同様に記載されており、特別支援学級の生徒も通常の学級に所属しているように感じることが出来る環境設定の工夫を行っています。

また、特別支援学級での教科の指導は、通常の学級の教員も含めて担当授業時数を配分しているため、専門性のある教科の指導が可能となります。

所属している交流学級によって週時程表が異なることや、それぞれの生徒の希望及び実態等に合わせて、交流学級で学ぶ教科や授業時数が異なることから、特別支援学級で学ぶ生徒の指導体制の調整が必要となります。

自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程は、通常の学級に準ずる教育課程編成のため、通常の学級の教育課程と同様に評価を行っています。交流学級で学習を行っている教科の学習評価及び評定は、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教員と通常の学級の教科担当教員で評価検討委員会を行った上で、最終的な学習評価及び評定を出すことにより、通常の学級に在籍する生徒と同じ基準で学習評価及び評定を行っています。

各教科を交流学級で行っている生徒の通知表は、通常の学級に在籍する生徒と同様に5段階評価及び所見が記載された通知表であり、それ以外の生徒は、通常の学級の通知表と特別支援学級の通知表（文章記述）の両方を作成するなど、生徒の実態に合わせた評価を行っています。

帯広市立南町中学校のこれらの学習評価の方法は、高等学校への進学に向けて学習評価をどのようにするべきか課題を感じている自閉症・情緒障がい特別支援学級の担当教員にとって参考となる事例と考えます。

4 考察

本研究に当たり、特別支援学級を設置する全道の市町村立学校を対象に実施した「教育課程に関するアンケート調査」から得られた、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の編成に関する主な4つの課題に対して、研究協力校への視察及び自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の編成及び実施に関する聞き取り調査の結果を参考にしながら、課題解決の方策について考察しました。

(1) 知的障がいはないが、児童生徒の実態等から、当該学年の学習を行うことが難しい場合について

全ての研究協力校に該当する状況として、児童生徒の希望や実態等を考慮し、交流学級での授業に参加することが可能な教科等については、可能な限り通常の学級で学ぶことができるよう、個別に週時程を工夫していることが分かりました。

集団の中で学習することが難しいなどの障がい特性等により、交流学級での授業に参加するよりも特別支援学級での個別の学習が必要な場合や、当該児童生徒本人が交流学級での学習環境等に不安を感じている場合には、特別支援学級で当該学年の学習を行うようにしています。その際、落ち着いた環境設定が必要な児童生徒の場合には、パーティションで刺激を遮ることなどにより、集中して学習ができるよう環境を整えるなどの支援を行いながら、個別に当該学年の学習を行っていました。

このように、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するためには、自立活動の指導が重要になります。それぞれの児童生徒の当該学年の学習を困難にしている背景や要因を探り、特別支援学級における自立活動の指導を充実させることにより、当該学年の学習を行うに当たっての困難の改善・克服を図ることが大切です。

自立活動の指導の充実を図っても、当該学年の学習の習得が難しい場合には、特別の教育課程の編成の手順に従って、下学年の学習内容や、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の学習内容に替えることができますが、高等学校入学者選抜においては、中学校の指導要録の記載に基づいて作成される個人調査書が資料として必要となるため、学校全体で特別支援学級の児童生徒も含めた適切な評価規準や評価方法を検討することが重要です。

また、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒の中学校卒業後の進路については、進学を希望する学校の教育課程や卒業要件、学校卒業後の生活に至るまで、長期的な視点での情報提供を行うことにより、生徒が進路先について具体的なイメージをもつことができるようにするとともに、当該生徒の良さや得意な面を活かすことのできる環境や支援方法等を考慮した進路指導が大切です。

(2) 知的障がいの有無や複数の学年の児童生徒が同じ学級に在籍する等に対応するための、複数の教育課程編成や指導体制の工夫について

研究協力校においては、基本的に学年ごとに学習を行いつつ、学習のねらいや内容によって、習熟度別のグループや、学年の異なる児童生徒が合同で授業を行うなど、必要に応じて効果的な指導体制を工夫していました。

特別支援学級の児童生徒数は、年度によって大きく変動することがあることから、単元は同じであっても、それぞれの児童生徒が目標を達成することができるよう指導の内容や程度を替えて指導計画を作成することや、直接指導や間接指導の組み合わせを計画し、学習内容を無理なく効率的に行うことができるようにするなど、複式学級における学習指導の考え方を参考にしながら、指導方法を工夫する必要があります。

複数の教育課程を編成したり、指導体制を工夫したりしながら指導を行う際には、一人一人の児童生徒に身に付けさせたい学習内容や目標、支援や配慮等を明確にし、実施後の評価を行うことにより、指導体制の工夫は効果的であったかなどの見直しを行うことが重要です。

(3) 交流及び共同学習での当該児童生徒の様子を学級担任が把握することができない場合の評価について

自閉症・情緒障がい特別支援学級においては、教員が複数の学年の児童生徒の指導を担当することや、個別の実態等に応じて児童生徒が交流学級で学習を行うことがあります。当該児童生徒が交流学級で学習を行っている間、学級担任は特別支援学級で他の児童生徒の指導に当たっていることも多いことから、交流及び共同学習での当該児童生徒の様子を把握することができず、学習評価が難しいという課題が「教育課程に関するアンケート調査」で挙げられていました。

研究協力校においては、通常の学級の教員と特別支援学級の教員が連携し、交流学級で行った各教科等について、通常の学級の教科担当教員が評価するとともに、必要に応じて特別支援学級の教員が記述の評価を併記するなど、各学校において学習評価の方法を工夫しています。

また、評定についても、特別支援学級の生徒を含めた学校全体の評価規準を明確にし、通常の学級の教員と特別支援学級の教員が同席して検討することにより、通常の学級に在籍する生徒と同じ規準で学習評価及び評定を行うといった取組も見られました。

このように、学校としての評価規準や評価方法を明確化するとともに、特別支援学級の教員だけでなく、通常の学級の教員も含めて評価を検討するなど、組織的かつ計画的な取組が重要です。

(4) 自立活動の時間の適切な確保について

研究協力校においては、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、交流及び共同学習を実施するなど、教育課程の編成を工夫している様子が見られました。

自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する知的障がいのない児童生徒については、当該学年の学習を行うことが基本となっていることや、中学校卒業後の進路として、主に高等学校等への進学が考えられることから、多くの小・中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級において、週時程等を工夫しながら、交流及び共同学習を実施していることが考えられます。

一方で、特別支援学級に在籍している児童生徒については、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が重要であることから、自立活動の指導と各教科等における指導の密接な関連を保つことにより、実際の場面で活用できる力を身に付けることが大切です。

また、自閉症・情緒障がいのある児童生徒は、一般的に対人関係やコミュニケーション、社会生活への適応などに困難があり、個別に学習したことを他の場面や日常生活に般化することが難しいなどの特性があります。

そのために、児童生徒一人一人の自立活動の目標を明確にし、どの場面でどのような指導を行うかについて整理した上で、特別支援学級における自立活動の指導を具体的に設定する必要があります。また、交流学級での各教科等の学習においても、自立活動の視点を踏まえた支援や配慮を行うなど、学校の教育活動全体を通じて自立活動の指導を充実させることが重要です。

5 特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト及びQ & A

(1) 目的

「教育課程に関するアンケート調査」や、自閉症・情緒障がい特別支援学級の担当教員を対象とした「教育課程の編成及び実施等に関する聞き取り調査」を踏まえ、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の編成及び実施等に当たり、参考となる資料を作成することにより、自閉症・情緒障がい特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施並びに指導や支援の充実に資することを目的としました。

(2) 方法

「教育課程に関するアンケート調査」や、自閉症・情緒障がい特別支援学級の担当教員を対象とした「教育課程の編成及び実施等に関する聞き取り調査」の結果を基に、教育課程の編成及び実施等において、自閉症・情緒障がい特別支援学級の担当教員が押さえておくべき内容や参考となる情報を整理し、「特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト」及び「特別支援学級における教育課程の編成に関するQ & A集」を作成しました。

(3) 内容

「特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト」については、「学校全体に関すること」、「特別支援学級全般に関すること」、「主に自閉症・情緒障がい特別支援学級に関すること」、「その他」について、自閉症・情緒障がい特別支援学級の担当教員が押さえておくべき項目をチェックリストにしています。

「特別支援学級における教育課程の編成に関するQ & A集」については、教育課程の編成及び実施に関して、疑問や課題として多く挙げられていた10項目をQ & A方式で説明しています。

これらの資料については、本研究紀要の巻末資料として掲載しています。

6 特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック

(1) 目的

本道の特別支援学級を担当する教員のうち約半数は、特別支援教育の経験が3年未満の教員又は期限付き教員であることや、特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ「インクルーシブ教育システムの構築」の理念の下、学校全体で特別支援教育に取り組むことが求められていることから、特別支援学級における教育課程の編成について、誰もが必要な情報を得ることができるようにすることが重要です。

特別支援学級における教育課程の編成に関する手引書は、各都道府県や指定都市が必要に応じて、ガイドブック等を工夫して作成しています。

そこで、各都道府県及び指定都市の教育委員会又は教育センター等で作成されている「特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック」等の作成状況を把握し、概要をまとめることにより、自閉症・情緒障がい特別支援学級における特別の教育課程の編成等の参考資料となることを目的として調査を行いました。

(2) 方法

47都道府県及び20指定都市の教育委員会又は教育センター等で作成されている「特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック」（特別支援学級の担当教員向けのガイドブック全般を含む）を調査しました。

調査の対象は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告された平成24年度から令和元年度までに作成された「特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック」（特別支援学級の担当教員向けのガイドブック全般を含む）であり、47都道府県及び20指定都市の教育委員会又は教育センターのホームページ内で検索できるものとししました。

各都道府県及び指定都市におけるガイドブックの活用に当たっては、冊子等の媒体により直接学校へ提供されていることも想定されますが、本調査では、特別支援学級の担当教員が必要に応じて容易に情報収集できる状態にあるものとして、教育委員会又は教育センター等のホームページに掲載されている情報に限定して調査しています。

(3) 内容

47都道府県及び20指定都市の教育委員会又は教育センター等で作成されている「特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック」（特別支援学級の担当教員向けのガイドブック全般を含む）のうち、教育委員会又は教育センターのホームページ内で検索でき、平成24年度以降に作成されたものは45件でした。

これらのガイドブックの概要等については、本研究紀要の巻末資料に掲載しています。

Ⅳ 研究のまとめ

1 研究の成果

(1) 研究協力校における教育課程の編成及び実施状況について

研究協力校においては、週時程や指導体制等を工夫し、交流及び共同学習を行いながら、児童生徒一人一人の希望や実態等に合わせて教育課程を編成していることが分かりました。

(2) 通常の学級との連携について

研究協力校においては、通常の学級との日常的な連携を図ることにより、交流及び共同学習の円滑な実施や教科の専門性の保障、適切な学習評価を行うことにつながっていることが分かりました。

(3) 適切な教育課程の編成・実施について

本研究を通して、「特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト」及び「特別支援学級における教育課程の編成に関するQ & A集」など、特別支援学級を担当する教員が、適切な教育課程を編成・実施する際に参考となる資料を作成することができました。

2 今後の課題

(1) 実践事例について

研究協力校における取組から得た知見等を本道の自閉症・情緒障がい特別支援学級に広めるとともに、より多くの実践事例等を収集し、検証を重ねていく必要があります。

(2) 適切な教育課程の編成・実施について

研究の成果として作成した「特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト」及び「特別支援学級における教育課程の編成に関するQ & A集」などの活用の推進を図り、検証を重ねていく必要があります。

(3) 自立活動の指導について

特別支援学級で行う自立活動の指導について、事例の収集及び検証を行うことにより、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程編成及び実施の充実を図る必要があります。

研究協力校・協力者

北 広 島 市 立 大 曲 小 学 校	教諭	秋 由 里 紗
恵 庭 市 立 恵 庭 中 学 校	教諭	藤 代 裕
帯 広 市 立 南 町 中 学 校	教諭	諸 田 尚 彦

【参考文献】

- 1 文部科学省, (2017. 3), 「小学校学習指導要領 (平成29年告示)」
- 2 文部科学省, (2017. 7), 「小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総則編」
- 3 文部科学省, (2017. 7), 「小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 国語編」
- 4 文部科学省, (2017. 3), 「中学校学習指導要領 (平成29年告示)」
- 5 文部科学省, (2017. 7), 「中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 総則編」
- 6 文部科学省, (2017. 4), 「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」
- 7 文部科学省, (2018. 3), 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部)」
- 8 文部科学省, (2018. 3), 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)」
- 9 文部科学省, (2018. 3), 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部)」
- 10 文部科学省, (2016. 12), 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」
- 11 文部科学省, (2016. 8), 「教育課程部会特別支援教育部会における審議の取りまとめについて (報告)」
- 12 文部科学省, (2015. 11), 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について (通知)」
- 13 文部科学省, (2012. 7), 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)」
- 14 文部科学省, (2021. 1), 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)」
- 15 文部科学省, (2019. 1), 「児童生徒の学習評価の在り方について (報告)」
- 16 文部科学省, (2019. 3), 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について (通知)」
- 17 文部科学省, (2008. 4), 「特別支援教育資料 (平成19年度)」
- 18 文部科学省, (2020. 9), 「特別支援教育資料 (令和元年度)」
- 19 文部科学省, (2013. 10), 「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
- 20 文部科学省, (2017. 3), 「高等学校における『通級による指導』実践事例集～高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業～」
- 21 文部科学省, (2017), 「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業 成果報告書 (要約)」
- 22 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, (2010. 3), 重点推進研究「自閉症スペクトラム障害のある児童生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際的な研究—小・中学校における特別支援学級を中心に— (平成20～21年度)」
- 23 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, (2014. 3), 専門研究A「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究 (平成24～25年度)」
- 24 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, (2016. 3), 専門研究A「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実践的研究 (平成26～27年度)」
- 25 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, (2016. 3), 専門研究B「特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究 (平成26～27年度)」
- 26 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, (2016. 3), 「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック—試案—」
- 27 北海道教育委員会, (2018. 3), 「特別支援教育に関する基本方針 (平成30～34年度)」

- 28 北海道教育委員会, (2020. 8), 「要覧『特別支援教育』(令和2年度版)」
- 29 北海道教育委員会, (2020), 「令和3年度(2021年度)北海道立特別支援学校高等部(知的障がい)生徒募集要領」
- 30 北海道教育委員会, (2020. 6), 「令和2年度(2020年度)道立特別支援学校 高等部のしおり」
- 31 北海道教育委員会, (2020), 「2020年度版『わたくしの進路』北海道の公立高等学校」
- 32 北海道教育委員会, (2020), 「専門高校紹介リーフレット」
- 33 北海道教育委員会, (2020. 4), 「新入生・保護者向けリーフレット 道立高等学校等における通級による指導」
- 34 北海道教育委員会, (2019. 3), 「道立高等学校等における『通級による指導』の手引」
- 35 北海道教育委員会, (2017. 6), 「生徒一人一人を大切にする高等学校における『合理的配慮』の事例」
- 36 北海道教育委員会, (2020. 3), 「令和2年度小学校教育課程編成の手引 新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成・実施～『主体的・対話的で深い学び』の実現～」
- 37 北海道教育委員会, (2020. 3), 「令和2年度中学校教育課程編成の手引 新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成・実施～『主体的・対話的で深い学び』の実現～」
- 38 北海道立特別支援教育センター, (2010. 3), 「特別支援学級担任のハンドブック(改訂版)」
- 39 北海道教育委員会, (2015. 12), 「『特別支援学級を支えるために』～特別支援学級に関するQ&A～」
- 40 北海道教育委員会, (2020. 6), 「令和2年度(2020年度)学校教育の手引」
- 41 北海道教育委員会, (2020), 「令和2年度(2020年度)特別支援教育進路指導協議会資料」
- 42 山形県教育センター, (2020. 4), 「特別支援学級ハンドブックー令和2年度版ー」
- 43 茨城県教育研修センター, (2019. 3), 「特別支援学級スタート応援ブック【学級経営編】」
- 44 福井県教育庁, (2020. 5), 「特別支援学級・通級による指導に関する手引き～一人一人の教育的ニーズに応え、将来を見すえた指導・支援を行うために～」
- 45 奈良県立教育研究所, (2015. 3), 「特別支援学級及び通級指導教室 教育課程ハンドブック」
- 46 福岡県教育委員会, (2018. 3), 「特別支援教育推進ガイド～一人一人が輝く共生社会の実現を目指して～」
- 47 福岡県教育委員会, (2019. 3), 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」
- 48 福岡県教育センター, (2012. 2), 「小・中学校特別支援学級 自立活動の指導の手引ー授業づくりのための手順モデルシートを活用ー」
- 49 熊本県教育委員会, (2017. 3), 「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック～一人一人の子供の確かな学びと自立の実現のために～」
- 50 教育開発研究所, (2019. 7), 「小学校・中学校新指導要録 全文・解説と通知表の作成」
- 51 ぎょうせい, (2019. 6), 市川伸一(編集), 「2019年改訂 速解 新指導要録と『資質・能力』を育む評価」
- 52 東洋館出版社, (2017. 4), 東洋館出版社編集部(著), 「平成29年版 小学校新学習指導要領ポイント総整理」
- 53 東洋館出版社, (2018. 10), 全日本特別支援教育研究連盟(著, 編集), 「平成29年版 特別支援学校 新学習指導要領ポイント総整理 特別支援教育」

資 料

- ・ 特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト
- ・ 特別支援学級における教育課程の編成に関するQ & A集
- ・ 特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック一覧

特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト

学校全体に関すること		
1	☐	新学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた特別の教育課程を編成・実施している
2	☐	管理職が特別の教育課程の編成について理解している
3	☐	特別の教育課程の編成について、学校の職員間で共通理解が図られている
特別支援学級全般に関すること		
1	☐	児童生徒の実態に合わせた特別の教育課程を編成・実施している
2	☐	年間授業時数を適切に定めている
3	☐	各教科等の授業時数を適切に定めている
4	☐	指導内容の精選・重点化を適切に行っている
5	☐	自立活動の指導を適切に行っている
6	☐	交流及び共同学習では、校内の協力体制の下、効果的な活動を行っている
7	☐	教材・教具やICT機器の活用は、児童生徒の実態に適している
8	☐	個別の指導計画を年間指導計画や学習指導案等の作成に活用している
主に自閉症・情緒障がい特別支援学級に関すること		
1	☐	知的障がいのない児童生徒の特別の教育課程を適切に編成している
2	☐	障がいの異なる特別支援学級との合同学習では、児童生徒の実態に応じて、適切な指導及び必要な支援を行っている
3	☐	児童生徒の学習状況に応じた評価及び評定を適切に行っている
4	☐	児童生徒の実態に応じた進路指導を適切に行っている
その他		
1	☐	特別の教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保している
2	☐	保護者のニーズに対応したものになっている
3	☐	地域社会の期待に対応したものになっている

自校の特別支援学級における教育課程の編成について、上記のチェックリストや、Q & A 集（P42～）を活用して確認してみましょう。



特別支援学級における教育課程の編成に関するQ & A集

Q 1 特別支援学級の教育課程は、どのように編成すればよいですか。

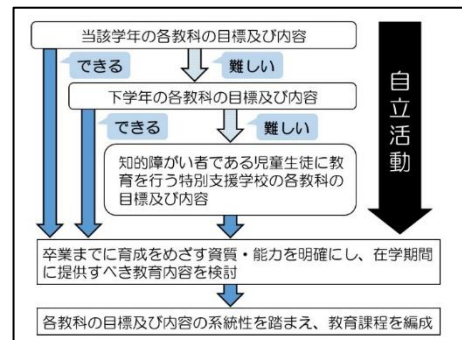
A 特別支援学級では、各学校の責任の下に、①自立活動を取り入れる、②下学年の教科の目標や内容に代替する、③知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりするなど、障がいのある児童生徒の実態に応じた柔軟な教育課程の編成を行うことができます。



特別な教育的支援を必要とする児童生徒の場合、通常の学級において実施可能な配慮や支援※¹を行うことにより、当該児童生徒が、当該学年の内容を学習可能かどうか検討します。

通常の学級での学習が難しいと判断される場合は、以下の手順で特別支援学級における教育課程を検討します。

- ①特別支援学級で実施可能な配慮や支援※¹によって、当該学年の内容で学習が可能かどうか検討する。
(自立活動を取り入れる)
- ②当該学年の内容で学習が難しい場合は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える。
- ③知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の目標・内容に替える。



※¹ 実施可能な配慮や支援を検討する際は、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動を参考にします。

参考

[「小学校学習指導要領解説総則編」平成29年7月（文部科学省）P108～](#)

[「中学校学習指導要領解説総則編」平成29年7月（文部科学省）P106～](#)



小学校のみリンク

[「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー」平成28年3月（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）](#)



Q 2 自立活動の指導は、どのように取り扱ったらよいですか。

A 自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。

自立活動の指導は、自立活動の時間を中心とし、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされていることから、時間における指導だけでなく、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などに関連させながら、学校教育のあらゆる機会を通じて指導します。



児童生徒の心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

個別の指導計画の重要性

自立活動の指導は、一人一人の実態に応じた目標を設定し、指導内容・方法を工夫して指導するため、個別の指導計画の作成が不可欠です。

特別支援学級や交流学級における各教科等の指導の際にも、児童生徒一人一人の自立活動の目標を達成するための指導上の配慮事項を示すことにより、自立活動の時間における指導と各教科等の関連を図ることができます。

指導形態

自立活動の指導は、個の実態に応じた指導であるため個別指導の形態が基本となりますが、人との関わり方を学ぶなど、指導目標を達成する上で効果的な場合には、集団で指導を行うことも考えられます。

しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。

自立活動の内容

人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素

障がいによる学習又は生活上の困難を改善・克服するための必要な要素

27の項目を6つの区分に整理



- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション



※児童生徒の困難さは個によって異なるため、障がいの状態や発達の程度等に応じて選定する。

参考

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」平成30年3月（文部科学省）



Q 3 自閉症・情緒障がい特別支援学級で、「各教科等を合わせた指導」を行うことができますか。

A 「各教科等を合わせた指導」は、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である知的障がいのある児童生徒に対して行う指導の形態です。

自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍しており、知的障がいを併せ有する児童生徒には「各教科等を合わせた指導」を行うことができますが、知的障がいのない児童生徒に対しては、行うことができません。

Q 1 の特別支援学級の教育課程の検討の手順を参考にしながら、当該児童生徒について「当該学年の学習」を行うのか、「下学年の学習」を行うのか、又は「知的障がい特別支援学校の各教科」を「教科別の指導」もしくは「各教科等を合わせた指導」で行うのか検討することが大切です。



【知的障がいがない場合】

当該学年の学習

又は

下学年の学習

【知的障がいがある場合】

当該学年の学習

又は

下学年の学習

又は

知的障がい特別支援学校の各教科

教科別の指導

知的障がい特別支援学校の各教科を、教科ごとの時間を設けて行う指導
※教科別の指導を一斉授業の形態で進める場合、児童生徒の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を行うことが重要です。

各教科等を合わせた指導

各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて行う指導

- 日常生活の指導
- 遊びの指導
- 生活単元学習
- 作業学習

など

※各教科の目標及び段階を踏まえて、児童生徒に対しどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、児童生徒が習得したことを適切に評価できるよう計画することが重要です。

参考

「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）」
平成30年3月（文部科学省）P28～



Q 4 交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか。

A 特別支援学級、通常の学級の双方の教育活動としてのねらいが達成されるように、個別の指導計画に基づく授業の実施や評価の方法、障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮等を事前に十分検討し、交流学級の担当教員と連携を図る等、計画的・組織的な交流を実施することが大切です。

交流及び共同学習とは

障がいのある子供と障がいのない子供と一緒に参加する活動を通じた学習のことです。こうした学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面という二つの側面があるものと考えられます。

特別支援学級

自立活動の時間における指導は、交流学級ではなく、特別支援学級で行う必要があります。

自立活動は、全教育活動を通じて行うこととなっており、各教科等の指導においても自立活動の視点を踏まえた支援や配慮を行うことが重要であるため、基本的には特別支援学級で行います。

一人一人の自立活動の目標や指導内容及び方法を個別の指導計画に明記し、交流学級の担当教員と共有することで、学校の教育活動全体を通じて自立活動の指導を行うことができるようにします。

交流学級

交流学級で学習することが、本人にとって負担ではなく、かつ教育的効果が期待される場合は、交流学級で学習を行うことができます。

その場合も、特別支援学級で行っている自立活動の指導と、交流学級で行う各教科等の指導の関連を図るようにします。

交流学級において、他の児童生徒と共通の指導目標や指導内容で各教科等の指導を行う場合には、個別の指導計画に記載されている自立活動の目標を達成するための指導上の配慮事項に留意するようにします。

参考

「『特別支援学級を支えるために』～特別支援学級に関するQ & A～」

平成27年12月（北海道教育委員会）P12～



Q 5 学年や実態の異なる児童生徒を指導する際、どのようなことに留意する必要がありますか。

A 学年や実態の異なる児童生徒を指導する際には、知的障がいの有無によって教育課程が異なることを十分理解して教育課程の編成を行うとともに、活動内容や指導形態を工夫し、個別の課題を設定したり、教材・教具を準備したりすることなどが必要です。



留意点

① 学習活動を工夫する。

教師とのコミュニケーションを大切にしながら、遊び化・ゲーム化した学習、操作活動や造形・制作活動を中心とした学習、多様な表現活動（音楽、身体、言語）を取り入れた学習等、児童生徒が集中・持続して取り組めるように学習活動を工夫するようにします。

② 個別の課題に応じた学習を工夫する。

例えば、算数の授業でボウリングゲームを行うときに、「1対1対応をする。」「得点を数える。」「点数を計算する。」等、一人一人の子供の課題に応じた役割を与えて、繰り返し指導するようにします。

③ 個別に教材・教具を準備する。

児童生徒の興味・関心、操作性、生活経験、安全性等を考慮し、実態や指導目標に応じて教材・教具を工夫することにより、学習への意欲を喚起し、内容の理解につながるようにします。

④ 学習グループを工夫する。

学習のねらいを一つ設定して個別の課題を追究する単線型の授業が難しい場合に、ねらいを複数設定してグループを編成し、それぞれの課題を追究する複線型の指導が効果的な場合があります。

※学年や実態の異なる児童生徒を指導する際は、複式学級における学習指導の考え方（直接指導と間接指導）が参考になります。

参考

「令和2年度（2020年度）学校教育の手引」令和2年6月
（北海道教育委員会）P177～



Q 6 障がい種の異なる学級が合同で学習する場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A 障がい種が異なると、必要な支援の方法が異なる場合が多いので、障がい種の異なる学級の児童生徒が合同で学習する場合には、適切な指導と必要な支援が行われるよう十分に留意する必要があります。

活動を行うことが目的になってしまわないよう、一人一人に身に付けさせたい「学習内容」と、ここまでできるようにさせたいという「目標」、そのための「支援」をより明確にして指導するようにします。



学習計画を立てる際には、以下のことが大切です。

- ① 障がいの種類や程度を的確に把握すること。
- ② 個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導目標や指導内容を設定し、指導方法を工夫すること。
- ③ 知的障がいのある児童生徒と知的障がいのない児童生徒は、教育課程に違いがあることに留意すること。
- ④ グループ編制については、児童生徒の人間関係に配慮するとともに、学習効果を高める効果的なグループ編制を行う必要があります。

工夫の例

○ 同じ教材を使用し、個々の実態に応じて指導内容や指導方法を工夫する。

【硬貨を使って…】

- ・繰り上がりのあるたし算の学習（知的障がいのない児童）
- ・2桁の金額を1円玉と10円玉で表す学習（知的障がいのある児童）

○ 目標と評価規準の異なる2つのグループに対し、教師が直接指導と間接指導を行う授業展開を工夫する。

- ・Aグループが復習をしている間に、Bグループに説明を行う。
- ・Bグループが応用問題を行っている間に、Aグループに次の展開を説明する。

など

参考

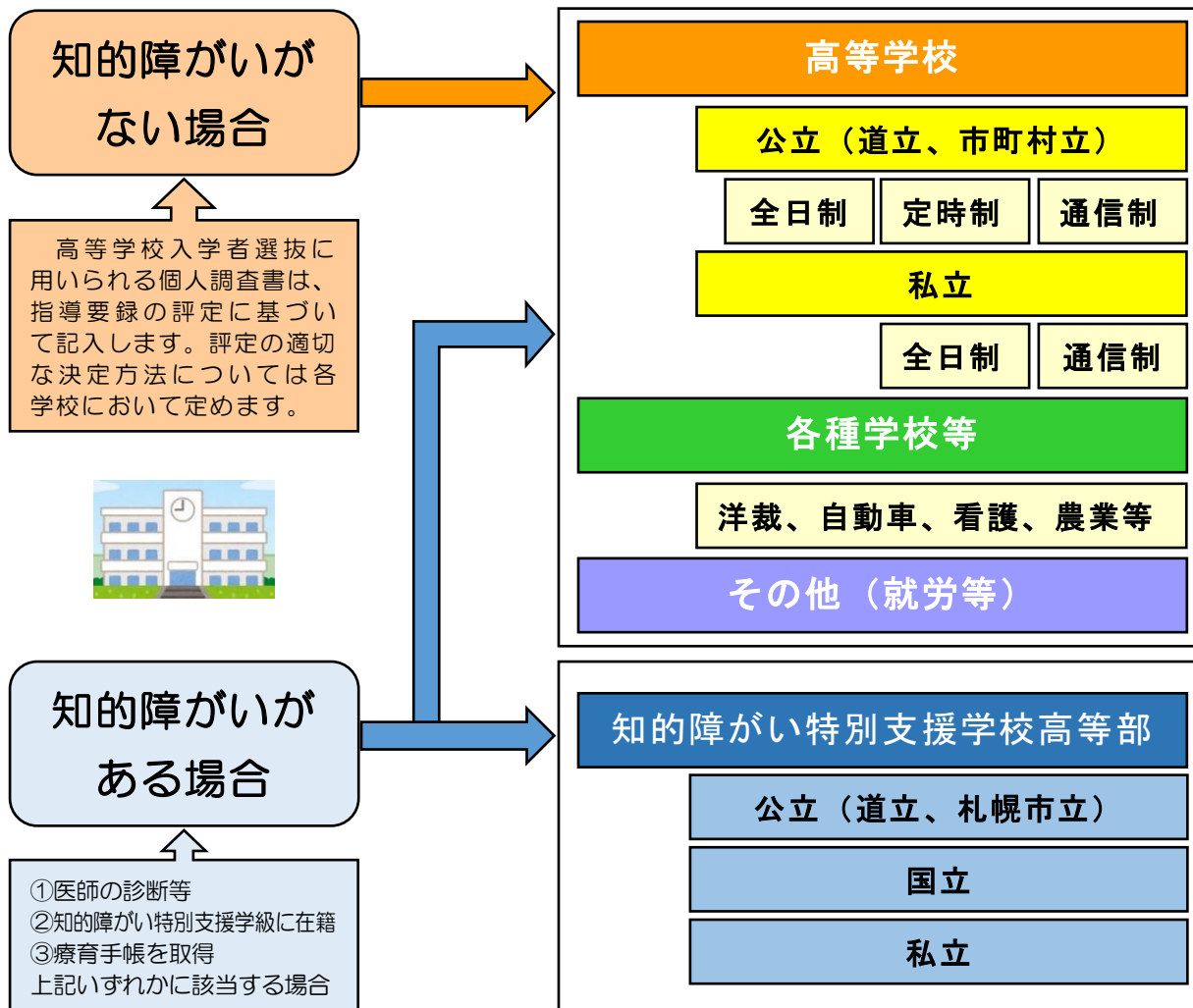
「『特別支援学級を支えるために』～特別支援学級に関するQ & A～」

平成27年12月（北海道教育委員会）P14～



Q 7 自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している生徒は、中学校卒業後にどのような進路が考えられますか。

A 自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している生徒の中学校卒業後の進路は、知的障がいがある場合とない場合で異なり、以下のような進路先が考えられます。



参考

「2020年度版『わたくしの進路』北海道の公立高等学校」令和2年4月
(北海道教育庁学校教育局高校教育課)



「私立学校名簿」(北海道総務部法人局学事課) 令和2年4月



「令和2年度(2020年度)『道立特別支援学校高等部のしおり』」
令和2年6月(北海道教育庁学校教育局特別支援教育課)



Q 8 特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画の目標設定と評価は、どのようにすればよいですか。

A 個別の指導計画の目標は、個別の教育支援計画に基づき作成します。年度ごと、学期ごと、単元ごとなど、長期的な目標及び短期的な目標を設定し、それぞれの指導目標に対して評価の時期を設定して評価を行います。評価を基に必要に応じて目標を修正したり、次の指導への改善につなげたりしていくことが重要となります。

児童生徒の障がいの状態や発達段階、特性等は一人一人異なるため、それぞれの実態に即して指導を行うことができるよう、個別に指導目標や内容、方法、評価等を明らかにした個別の指導計画を作成することが必要となります。



目標設定

- ① 個別の教育支援計画に基づき、保護者や本人の願いを尊重した目標を設定しましょう。
- ② 児童生徒の学習上又は生活上の困難さだけでなく、よさや興味・関心も含めた実態を把握することで、支援方法の検討に役立ちます。
- ③ 長期目標は、教師が育成を目指す「1年後の児童生徒の姿」などを踏まえて設定するようにします。
- ④ 短期目標は分かりやすい具体的な行動の目標を立てると、評価がしやすく、一貫した指導が展開できます。達成の基準として、例えば、「5回」や「10分間」など、数値的な記述を入れることも効果的です。
- ⑤ 長期目標、短期目標ともに、達成可能な目標を設定し、指導や支援の方法を検討することが大切です。

評価

- ① 日々の評価を通して、目標は妥当であったか、手立ての量や質は適切か、などを児童生徒の姿から見取り、自分の指導についても評価していきます。当初の見立てとは異なる児童生徒の姿が見えてきたときは、必要に応じて指導目標や手立て、指導計画等を修正するようにします。
- ② 評価は、特別支援学級の担任が一人で行うのではなく、指導に当たった教員を交えながら複数で行うと、児童生徒の姿をより多面的に評価することができます。

参考

「『特別支援学級を支えるために』～特別支援学級に関するQ & A～」

平成27年12月（北海道教育委員会）P10～



Q 9 通知表の書き方は、通常の学級と違いがありますか。

A 通知表は、学習や生活の様子を家庭に伝え、児童生徒の成長につなげるためのものであり、特別支援学級の通知表は、学校で使われている通常の学級の通知表を使う場合と特別支援学級で独自に作成したものを使う場合が考えられます。

特別支援学級の通知表は、いわゆる評定のみではなく、具体的な児童生徒の成長の様子を分かりやすい記述によって表すことが大切です。



通知表は、各学校において作成されるものなので、学校の様式や作成上の留意点等を踏まえる必要があります。その上で、特別支援学級においては一人一人の児童生徒に応じた内容で作成することができます。

作成に当たって、どのような様式にするか各学校で十分に検討し、共通理解を図って進めていくことが必要です。

特別支援学級の通知表の例

- 通常の学級の通知表に加えて、特別支援学級での学習や生活の様子を別紙に記述する。
- 特別支援学級で独自に作成した通知表を用いて、教科別の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動等について具体的に記述する。
- 個別の指導計画を通知表として活用する。

など

留意すること

- ① 個別の指導計画で設定した短期目標と連動した項目を設定するなど、各学級の教育課程に基づき、個々の児童生徒に応じた形式で作成するようにします。
- ② 特別支援学級における特別の教育課程では、「自立活動を取り入れること」と学習指導要領で定められていることから、通常の学級の通知表を様式として使用する場合にも、自立活動に関する評価を記述により記載するようにします。
- ③ 児童生徒のよさや成長が保護者に伝わるように記入するとともに、発達段階に応じて、中学生の場合は生徒自身が理解できる文章にするなど、意欲が高まる内容となるよう配慮するようにします。

参考

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成31年1月
（文部科学省）



Q10 指導要録を作成する際の留意点を教えてください。

A 指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校の設置者が様式を定めることとなっています。

特別支援学級の場合、児童生徒の実態に基づいて教育課程を編成しているため、それぞれの教育課程に応じて、通常の学級と同じ様式や一部変更した様式を使用したり、特別支援学校の様式を参考にして使用したりすることが考えられますが、通常の学級と同じ様式を使用する場合には、自立活動の評価を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記載するなど、自立活動の記録を残すようにします。

個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能です。



観点別学習状況の評価

小学校・中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に照らして、その実現状況を「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点で評価し記入します。

(例) 中学校様式

		各教科の学習の記録					
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点
国 語	知識・技能		B			国 語	知識・技能
	思考・判断・表現		B				思考・判断・表
	主体的に学習に取り組む態度		A				主体的に学習に
	評定		3				評定

評定

各学年における各教科の学習状況について、小学校・中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、記入します。



知的障がい特別支援学校の学習指導要領を参考にする場合でも、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れるようにします。

学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校としての評価規準や評価方法を明確化するとともに、特別支援学級の教員だけでなく、通常の学級の教員も含めて評価を検討するなど、組織的かつ計画的な取組が重要です。

参考

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成31年3月（文部科学省）



特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック一覧

①札幌市教育委員会

「[特別支援教育指導資料『特別支援教育ハンドブック』](#)」(H26.3)



- 教育課程編成に関する届出や指導要録の作成、教科用図書の使用など、諸届出に関する詳細が記載されています。
- 「サポートファイルさっぽろ」を活用した個別の教育支援計画の作成方法等について分かりやすく示されています。

②岩手県立総合教育センター

「[特別支援教育指導資料令和2年度版『特別支援学級経営の手引』](#)」(R2.3)



- 障がい種別における児童生徒の困難さや支援のポイントが具体的に明記されています。
- 特別支援教育に関する法令や各種制度の情報が掲載されています。

③秋田県総合教育センター

「[特別支援学級新担任の手引【改訂版】](#)」(H29.4)



- 初めて特別支援学級を担当する教員が取り組むことを「年度当初」、「年間を通して」、「年度末」に分けて、具体的に示されています。
- 障がい種別の指導のポイントや学習指導の基本について明記されています。

「[特別支援学級担任の手引～全校で支え合うために～](#)」(R2.4)



- 全ての管理職及び教職員が特別の教育課程の基本的な考え方を理解し、特別支援教育を推進できるよう内容が構成されています。
- 学習指導要領に示された自立活動の「流れ図」の簡易版と活用方法が紹介されています。

④山形県教育センター

「[特別支援学級ハンドブックー令和2年度版ー](#)」(R2.4)



- 各項目の内容について、関連する資料や書籍、ホームページのURLが記載されています。
- 教室内の環境整備や支援に有効な教材・教具について、写真等を用いて具体的に示されています。

⑤茨城県教育研修センター

「[特別支援学級スタート応援ブック【学級経営編】第3版](#)」(H31.3)



- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の時間割や年間指導計画等の具体例が掲載されています。
- 教育課程編成の届出書類の記入例が示されています。

「[特別支援学級スタート応援ブック【授業づくり編】第3版](#)」(H31.4)



- 教育課程に関する説明のほか、授業づくりや指導案の作成等について具体的に説明されています。
- 「授業実践事例編」では、授業づくりの8つの視点を基にした授業実践事例が掲載されています。

⑥栃木県総合教育センター

「[初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック](#)」(H31.3)



- 特別支援学級を初めて担当する教員のために、特別支援学級の教育の基礎知識がQ & A方式で説明されています。
- 1年間の行事や学級事務、特別支援学級の運営の留意点等が障がい種別に紹介されています。

⑦群馬県総合教育センター

「[特別支援学級における指導の充実に向けて\(1\)－新しく特別支援学級の担任となった先生へー](#)」(H27.3)



- 特別支援学級の教育課程や自立活動の在り方について、分かりやすく整理されています。
- 初めて特別支援学級を担当する教員が特別の教育課程の意義について理解を深めることができるよう構成されています。

「[特別支援学級における指導の充実に向けて\(2\)－自立活動の基本的な考え方ー](#)」(H28.3)



- 初めて特別支援学級を担当する教員にも分かりやすいように、自立活動の基礎・基本が説明されています。
- 自立活動の目標設定や内容の取扱等について手順が示されています。

「[特別支援学級教育課程編成ガイドブック](#)」(H31.1)



- 「連続性のある多様な学びの場」を意識して特別支援学級の教育課程を編成することができるよう、様々な情報が掲載されています。
- 具体的な事例とともに、児童生徒の実態を踏まえた教育課程の編成の考え方について掲載されています。

⑧ 埼玉県立総合教育センター

「[特別支援学級ハンドブック](#)」(H30.3)



- 特別支援学級の教育課程編成の実際について、小・中学校ごとに記入例が掲載されています。
- 就学や進路指導に必要な情報が詳しく掲載されています。

「[特別支援学級ハンドブック追加資料](#)」(H30.3)



- 学習指導要領の改訂により、平成29年度に発行した「特別支援学級ハンドブック」に変更や追記を行った資料です。

⑨ 千葉県教育委員会

「[特別支援教育指導資料（令和2年度版）](#)」(R2.3)



- 障がい種別ごとに合理的配慮の観点例が掲載されています。
- 特別支援教育に関する通知や答申等、特別支援教育を推進するための情報が多く掲載されています。

⑩ 新潟県教育委員会

「[令和2年度版特別支援学級ガイドライン](#)」(R2.6)



- 教育相談・就学先の決定に関することや、特別支援学級における教育課程編成の手順等が掲載されています。
- 特別支援学級の「弾力的な運用」の例が示されています。

⑪ 新潟市教育委員会

「[特別支援学級の授業づくりガイドブック（平成30年度版）](#)」



- 特別の教育課程に関する基本的な内容がQ & A方式で掲載されています。
- 児童生徒の実態に合わせた教育課程の編成や時間割の作成について、分かりやすく示されています。

「[管理職と担任のための特別支援学級ガイドブック（令和2年4月改訂）](#)」
(R2. 4)



- 特別支援学級の教育課程や教科書、就学支援、個別の教育支援計画等について、管理職や初めて特別支援学級を担当する教員に分かりやすく示されています。

⑫ 富山市教育委員会

「[特別支援学級等担当者の指導用テキスト](#)」(H28. 3)



- 全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を習得することができるような内容になっています。
- 特別支援学級や通級指導教室を担当とする教員や管理職が特別支援教育に関する基礎を学ぶことができるよう、Q & A方式等で分かりやすく掲載されています。

⑬ 福井県教育庁

「[特別支援学級・通級による指導に関する手引き～一人一人の教育的ニーズに応え、将来を見すえた指導・支援を行うために～（令和2年度改訂第3版）](#)」(R2. 5)



- 特別支援学級や通級による指導の教育課程や指導要録に関する内容が掲載されています。
- 通常の学級における指導や支援、校内支援体制の充実に活かすことができるよう、項目ごとに具体例が記載されています。

⑭ 岐阜県教育委員会

「[特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引《特別支援学級編》（平成30年度改訂版）](#)」(H31. 3)



- 特別支援学級の1年間の流れや入学式・始業式までの準備、教室環境の工夫の具体例が記載されています。
- 教育課程の編成の手順や、実態把握及び時間割の参考例が記載されています。

⑮ 静岡県総合教育センター

「[特別支援学級スタートブック～パートⅡ（新任担任用）～](#)」(H29. 3)



- 新しく特別支援学級の担当になった教員が、日常的に簡易に活用することができるよう作成されています。
- 特別支援学級の教員が知りたいことに対応して資料が分類されており、必要な時期に必要な部分を見ることができるよう工夫されています。

⑯滋賀県教育委員会

[「特別支援教育ガイドブック」改訂版](#) (H26.3)



- 特別支援学級を担当する教員の専門性の向上のほか、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援を行うために参考となる内容になっています。
- 「活用の手引」には、項目ごとに参考となるページが示されており、知りたいことをすぐに調べることができるよう工夫されています。

⑰京都府総合教育センター

[「特別支援学級担任のための教育課程ハンドブック 第2版」](#) (H31.3)



- 特別支援学級を担当する教員が知っておくべき内容を項目ごとに端的に分かりやすく掲載されています。
- 教育課程編成の手順がチャート式で示されていたり、自立活動等の実践紹介が掲載されたりしています。

[「特別支援学級の授業づくりガイド～学習指導案集
\(授業展開モデル\)～」](#) (H28.3)



- 特別支援学級を担当する経験の浅い教員が、明日からの授業づくりの参考となる学習指導案（授業展開）の具体例が掲載されています。
- 学習指導案作成のポイントが項目ごとに分かりやすく掲載されています。

⑱大阪府教育委員会

[「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」](#) (H25.3)



- 多様なニーズへの支援についての指導事例や実践に向けてのポイント、障がいのある子供を含む全ての子供への支援などが詳しく記載されています。
- 障がいのある子供に対するいじめや人権侵害等の観点から、集団づくりや未然防止の取組についても掲載されています。

⑲兵庫県立特別支援教育センター

[「小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック」](#) (H31.3)



- 小・中学校の教職員を対象に、日常の教育活動に使いやすいよう、項目ごとにQ & A方式で示されています。
- 目次が大項目と小項目に分かれており、小・中学校の教職員が知りたい情報を検索しやすい工夫がなされています。

⑳ 奈良県立教育研究所

「[特別支援学級及び通級指導教室教育課程ハンドブック](#)」(H27. 3)



- 特別の教育課程の編成について、「知的障がいのない児童生徒の場合」及び「知的障がいのある児童生徒の場合」の具体例が掲載されています。
- 自立活動について、障がい種ごとに週時程の例が掲載され、分かりやすく示されています。

㉑ 和歌山県教育センター

「[初めて特別支援学級を担当する先生のためのスタートガイド](#)」(R2. 3)



- 初めて特別支援学級を担当する教員のために、始業式までの流れや準備するものの具体例が分かりやすく掲載されています。
- 教室づくりのポイント及び環境整備の例が図や写真で示されたり、時間割の作成におけるポイントや具体例が分かりやすく掲載されたりしています。

「[特別支援学級担任の手びき](#)」(H25. 12)



- 特別支援学級を担当する教員の疑問や悩みに応えることができるよう作成されたものです。
- 5部構成になっており、特別支援学級の基本となるものから、学習指導案の役割まで幅広い内容を取り扱っています。

㉒ 鳥取県教育委員会

「[特別支援教育の手引](#)」(R2. 3)



- 小・中学校の特別支援学級を担当する教員をはじめ、全ての教職員が特別支援教育の基本的事項を学ぶことができるよう作成されたものです。
- ページの端に目次や見出しと同じ色のインデックスが付けられており、探したいページをすぐに見つけることができるよう工夫されています。

「[元気の出る特別支援学級担任のための手引（実践編）](#)」(H26. 4)



- 特別支援学級を担当する教員の悩みに分かりやすく答えることができるよう、適切な指導や必要な支援の充実、学級づくりのための参考資料等が具体的に示されています。

②③ 島根県教育委員会

「[教育課程編成の手引き～特別支援学級編～](#)」(R2.3)



- 学習指導要領解説を読む手掛かりとして作成されたものです。
- 障がい種に対応した教育課程の編成について、ポイントや手順、具体例が示されています。

②④ 岡山県総合教育センター

「[特別支援学級担任のためのハンドブック改訂版](#)」(H30.4)



- 特別支援学級を担当する教員の疑問や悩みに応えるために作成された「特別支援学級担任のためのハンドブック」の改訂版です。
- 巻末資料には、自立活動＜手順編＞が掲載されており、自立活動を行う際の手順がシートごとに分かりやすく記載されています。

②⑤ 広島県教育委員会

「[特別支援教育ハンドブック No. 1（改訂版）～特別支援学級を中心に～](#)」(H27.6)



- 国の動向や県内の状況を踏まえ、特別支援学級及び通級による指導における教育課程編成や教科書の選定・給与に特化した内容になっています。
- 「教育課程に関するQ&A」や「教科書に関するQ&A」が掲載されています。

②⑥ 香川県教育委員会

「[すべての教員のための特別支援教育ハンドブック](#)」(R2.3)



- 特別支援学級及び通級による指導を担当する教員のみではなく、全ての教職員が特別支援教育を行うという視点で作成されたものです。
- 教育課程の編成の基本的な考え方から、就学相談や関係機関との連携など、幅広い視点でそれぞれの項目について記載されています。

②⑦ 福岡県教育委員会

「[特別支援学級・通級による指導教育課程編成の手引（改訂版）](#)」(H31.3)



- 特別支援学級及び通級による指導を担当する教員のために、教育課程編成の基本的な考え方、学級経営及び教室経営の留意点等について掲載されています。
- 資料編には、個別の指導計画の様式例や自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの流れの例が掲載されています。

「[特別支援教育推進ガイド～一人一人が輝く共生社会の実現を目指して～](#)」(H30.3)



- 主に小・中学校の教職員を対象に作成したのですが、全ての教職員と保護者、地域、関係機関の方にとって参考となる内容になっています。
- 各項目はQ & A方式になっており、それぞれの最後に引用文献や参考資料、法的根拠など関連する文献資料等が掲載されています。

⑳ 佐賀県教育委員会

「[特別支援学級及び通級指導教室担当のための手引き](#)」(H31.3)



- 特別支援学級及び通級による指導を担当する教員向けに、教育課程編成の考え方や年度当初に取り組むことが具体的に記載されています。
- 障がい特性に応じた特別支援学級における指導の実際を掲載しています。

㉑ 長崎県教育委員会

「[令和2年度特別支援学級及び通級指導教室 教育課程編成の手引（小学校・中学校用）](#)」



- 特別支援学級及び通級による指導における教育課程編成の考え方や手順、留意点等が掲載されています。
- 特別支援学級における「教育課程の構造と例」のページでは、学校種及び障がい種別における教育課程の例や週時程作成時のポイント等が掲載されています。

㉒ 熊本県教育委員会

「[特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック～一人一人の子供の確かな学びと自立の実現のために～](#)」(H29.3)



- 平成22年に発行されたハンドブックの内容を充実させ、特別支援学級及び通級による指導において重要な指導である自立活動の内容が新たに加えられています。
- 「自立活動目標設定シート」を活用した事例が、障がい種別に掲載されており、指導の展開（例）も具体的に示されています。

㉓ 大分県教育センター

「[特別支援学級及び通級指導教室経営の手引【実践編】](#)」(H28.3)



- 初めて特別支援学級や通級による指導を担当することになった教員が、日頃の指導を進める上で参考となるよう作成されています。
- 実践事例のページでは、絵や写真を使って簡潔にまとめられており、見やすい構成となっています。

③② 大分県教育委員会

「[特別支援学級及び通級指導教室経営の手引（改訂版）](#)」（R2. 3）



- 特別支援学級及び通級による指導の位置付けや経営上の留意点等が掲載されています。
- 特別支援学級における教育課程の編成の手順についても、実態把握から指導内容の選択・組織における留意点まで詳しく示されています。

③③ 宮崎県教育研修センター

「[特別支援学級担任のための『ハンドブック』](#)」（H27. 3）



- 特別支援学級を担当する教員が日常的に活用できるよう、学級経営や授業づくり等の内容が掲載されています。
- 目次がQ & A方式になっており、学校経営・学級経営上の課題解決に向け、どの部分のページを参照するとよいのか分かりやすく示されています。

③④ 鹿児島県総合教育センター

「[特別支援学級経営ハンドブック](#)」（R2. 4）



- 特別支援学級を担当する教員が学級経営を行う上で必要な項目が具体的に示されています。
- 特別支援学級における教育課程の項目では、教科別の指導や各教科等を合わせた指導について具体例が示されています。

「[初めての特別支援学級担任のための『特別支援学級』Q & A](#)」（R2. 4）



- 初めて特別支援学級を担当することになった教員が、日頃の指導を進める上で参考となる内容がQ & A方式で示されています。

抄 録

分類番号	主 題 名	「自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の適切な教育課程編成に関する実践研究」		
I 1 - 0 1				
北海道立特別支援教育センター		令和3年3月	60ページ	
本研究は、自閉症・情緒障がい特別支援学級における教育課程の現状と課題を把握し、実践事例の収集や課題解決の参考となる資料を作成することにより、自閉症・情緒障がい特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施並びに指導や支援の充実に資することを目的に行った。 国及び道における動向の把握、教育課程に関するアンケートの実施、研究協力校への視察及び教育課程の編成・実施に関する聞き取り調査などを通して、自閉症・情緒障がい特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施の在り方について整理した。 また、自閉症・情緒障がい特別支援学級を担当する教員が教育課程の編成及び実施の際に参考となる資料として、特別支援学級における教育課程の編成に関するチェックリスト及びQ & A集、全国の教育委員会及び教育センター等で作成されている特別支援学級における教育課程の編成に関するガイドブック一覧を作成した。				
キーワード	自閉症・情緒障がい 特別支援学級 特別の教育課程 自立活動 交流及び共同学習 学習評価及び評定			

研究紀要 第34号

令和3年（2021年）3月発行

発行者 北海道立特別支援教育センター

所 長 日 向 正 明

〒064-0944

北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

T E L （011）612-6211（代表）

F A X （011）612-6213

U R L <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>